

8 支払いができない場合

給付金・保険金などは約款にもとづいてお支払いしますが、契約の加入時期、内容により給付金・保険金などの支払事由は異なります。詳しくは約款をご確認ください。また、次のように給付金・保険金などをお支払いできない場合がありますので、あわせてご確認ください。

■支払事由に該当しない場合

- 入院が約款に定める支払事由にあてはまらない場合
- 治療を目的としない入院などの場合



美容上の処置



人間ドック検査



正常分娩

例外的に治療を目的とみなす場合(例)

<ドナーが受ける骨髄幹細胞・末梢血幹細胞の採取手術とその入院>

次の契約の場合は「入院給付金」、「入院一時金」、「手術給付金」の支払対象となります。

契約日(更新日)	保険種類
2010年7月1日以降	保険組曲Best
2013年11月1日以降	太陽生命のやさしい保険 保険組曲Best 既成緩和
2017年4月1日以降	わくわくポッケ

* 契約日(復活日)から起算して1年を経過した日以後の入院と手術に限ります。

* 選択緩和型(7大疾病・女性疾病)医療一時金保険など、所定の疾病や災害を保障する保険は支払対象となりません。

- 手術が約款に定める支払事由にあてはまらない場合
- 当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合
- 入院した日数が約款に定める日数に満たない場合(15ページ参照)

契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入のお客様は、以下の場合も支払事由に該当しません。

- 睡眠時無呼吸の診断・検査等のための入院で、入院日数が2日以内、かつ睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合

● 介護老人保健施設などへの入所の場合

次の施設への入所の場合、入院給付金などはお支払いできません。

● 介護老人保健施設・介護医療院 介護保険法に定める施設

● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホームなど) 老人福祉法に定める施設

<参考>

約款では「入院給付金」などの支払対象となる医療機関(病院など)は、次のいずれかに該当したものと定めています。

A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所

*四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入所した場合には、その施術所を含みます。

*災害時や約款に定める感染症による入院の場合、被災状況や医療機関の状況により臨時施設などにおいて医師の治療を受けた場合もお支払いすることがあります。

B Aの場合と同等の日本国外にある医療施設

■ 支払事由に該当しても給付金または保険金を支払わない場合

● 約款に定める「給付金または保険金を支払わない場合(免責事由)」に該当した場合

(例)・契約後所定の期間内の自殺

・受取人などの故意による支払事由の発生 など

● 約款に定める支払日数の限度まで既に「入院給付金」をお支払いしている場合

■ 告知義務違反による解除の場合

● 契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知の内容が事実と相違する場合は、告知義務違反により契約が解除となり、給付金・保険金などを支払えない場合があります。

■ 重大事由による解除、詐欺による取消または不法取得目的による無効

● 「給付金や保険金などを詐取する目的で事故を起こした」などの重大事由により契約が解除となつた場合

● 保険契約について詐欺行為により契約が取消となった場合

● 給付金・保険金などの不法取得目的の行為があり契約が無効となつた場合

*当冊子の記載内容は代表的なものを例示しています。保険種類や加入時期などにより取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは約款をご確認ください。

(例)選択緩和型(7大疾病・女性疾病)医療一時金保険は保障の対象となる疾病が約款で定められています。

*「お支払いできる場合」の例でも、約款の免責事由などにあてはまる場合には、給付金・保険金などを支払えない場合があります。